山陽小野田市議会の個人情報の保護に関する条例(案)とデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十 七号)第五十一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「改正後個人情報保護法」とい う。)等との対照表(解説付)

山陽小野田市議会の個人情報の保護に関する条例(案)	改正後個人情報保護法
目次	目次
第1章 総則(第1条一第3条)	第一章 総則(第一条—第三条)
	第二章~第四章 略
	第五章 行政機関等の義務等
	第一節 総則 (第六十条)
第2章 個人情報等の取扱い(第4条―第17条)	第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い(第六十一条 ―第七十三条)
	第三節 個人情報ファイル (第七十四条・第七十五条)
第3章 個人情報ファイル(第18条)	第四節 開示、訂正及び利用停止
第4章 開示、訂正及び利用停止	第一款 開示(第七十六条—第八十九条)
第1節 開示(第19条一第31条)	第二款 訂正 (第九十条—第九十七条)
第2節 訂正(第32条—第38条)	第三款 利用停止 (第九十八条—第百三条)
第3節 利用停止(第39条—第44条)	第四款 審查請求(第百四条—第百七条)
第4節 審査請求(第45条一第47条)	第五款 (略)
	第五節 (略)
第5章 雑則(第48条—第53条)	第六節 雑則(第百二十四条—第百二十九条)
	第六章(略)
第6章 罰則(第54条—第58条)	第七章 雑則(第百七十一条—第百七十五条)
附則	第八章 罰則(第百七十六条—第百八十五条)
	附則

山陽小野田市議会の個人情報の保護に関する条例(案)	改正後個人情報保護法	備考
第1章 総則	第1章 総則	
(目的)	(目的)	
第1条 この条例は、山陽小野田市議会(以下「議会」という。)における個人情	第一条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡	・各議会に共通する最小限の目的を規定したもの。
報の適正な取扱いに関し <u>必要な事項</u> を定めるとともに、 <u>議会が保有する個人情</u>	大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政	・各議会において、必要に応じて修正されたい。
報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、	府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本と	
議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること	なる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を	
を目的とする。	取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべ	
	き義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、	
	行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情	
	報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会	
	及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の	
	<u>有用性に配慮しつつ</u> 、個人の権利利益を保護することを目的とする。	
(定義)	(定義)	
第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であっ	第二条 この法律において「個人情報」とは、生 存する個人に関する情報で	
て、次の各号のいずれかに該当するものをいう。	あって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。	
(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは	一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他 の記述等(文書、図画若し	
電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって	くは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚	
は認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。) で作られ	によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において	
る記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作	同じ。) で作られる記録をいう。以下同じ。) に記載され、若しくは記録	
その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。	され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人	
以下同じ。) により特定の個人を識別することができるもの (他の情報と容易	識別符号を除く。) をいう。以下同じ。) により特定の個人を識別するこ	

に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができること	とができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特	
となるものを含む。)	定の個人を識別することができることとなるものを含む。)	
(2) 個人識別符号が含まれるもの	二 個人識別符号が含まれるもの	
2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文	2 この法律において「個人識別符号」とは、次 の各号のいずれかに該当す	・法において、政省令で定めることとされている事
字、番号、記号その他の符号のうち、 <u>議長が定める</u> ものをいう。	る文字、番号、記号 その他の符号のうち、 <u>政令で定める</u> ものをいう。	項については、執行機関であれば規則に定めるの
		が通例だが、議会又は議長には会議規則(地方自治
		法第 120 条)、傍聴規則(地方自治法第 130 条第 3
		項) 以外に規則を制定する権限がないため、議長が
		定めることとする(以下同じ。)。
		・条例の施行規程(例)については、後日、送付。
(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した	一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変	
文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することが	換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別	
できるもの	することができるもの	
(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し	二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入	・マイナンバー含む(政令第1条第6号)。
割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若し	に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記	
くは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、	載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他	
その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるよう	の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごと	
に割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利	に異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録	
用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの	されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者	
	を識別することができるもの	
3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、	3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的	
病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、	身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する	
偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものと	不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配	

して議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、山陽小野田市情報公開条例(平成17年山陽小野田市条例第8号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2号に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記録されているものに限る。

第六十条 この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の 職員(独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含 む。以下この章及び第八章において同じ。)が職務上作成し、又は取得し た個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものと して、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書(行 政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。 以下この章において「行政機関情報公開法」という。)第二条第二項に規 定する行政文書をいう。)、法人文書(独立行政法人等の保有する情報の公 開に関する法律(平成十三年法律第百四十号。以下この章において「独立 行政法人等情報公開法」という。) 第二条第二項に規定する法人文書(同 項第四号に掲げるものを含む。)をいう。)又は地方公共団体等行政文書 (地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又 は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関 又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公 共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの(行政機関情報 公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定め るものを除く。)をいう。)(以下この章において「行政文書等」という。) に記録されているものに限る。

- ・①事務局職員が関わらず議員単独で職務上作成し、 又は取得する個人情報は考えにくいこと、②議員 の職務の範囲は広汎かつ法令上明確でないことか ら、議員が職務上作成し、又は取得した個人情報を 保有個人情報に含めると、過度に広汎な規制とな る恐れがあること等から、議員が職務上作成し、又 は取得した個人情報は、保有個人情報から除外し ている。
- ・議長については、事務統理権を有し(地方自治法第 104条)、事務局が保有する全ての個人情報に触れる立場にあること等から、議長が職務上作成し、又は取得した個人情報も、保有個人情報に含めるべきとも思えるが、①議長といえども議員の一員であること②議員の職務の範囲は広汎かつ法令上明確でなく、議長の職務と明確に区別できない場合もありうること等から、議員と同様に、保有個人情報から除外することとした。
- ・情報公開条例の規定が「公文書」である場合は、「公 文書」とする。
- ・行政機関(地方公共団体含む。)の義務等は第5章 (第60条以下)に規定があるため、定義も同章か

		らひいてくる (以下同じ。))。
		参考 地方自治法第138条第2項の規定による事
		務局を置いてない市町村の議会においては、同条
		第4項の規定による議会の職員。
		カェ次の <u></u>
5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集	第六十条	
合物であって、次に掲げるものをいう。	2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を	
	含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。	
(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用	一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算	
いて検索することができるように体系的に構成したもの	機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの	
(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年	二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、	
月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することがで	生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索す	
きるように体系的に構成したもの	ることができるように体系的に構成したもの	
6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別さ	4 この <u>法律</u> において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識	
れる特定の個人をいう。	別される特定の個人をいう。	
7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分	5 この <u>法律</u> において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の	・仮名加工情報を議会が作出することは、想定し難
に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個	区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り	いが、議会が受け取ることは想定される。この場合の
人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関す	特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られ	仮名加工情報の取扱い等について、規定を設ける必
る情報をいう。	る個人に関する情報をいう。	要があるため、定義規定を設ける。
(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部	一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個 人情報に含まれる記述等	

の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規	
則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。	
二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別	
符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのでき	
る規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含	
む。)。	
6 この <u>法律</u> において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の	・匿名加工情報を議会が作出することは、想定し難
区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別すること	いが、議会が受け取ることは想定される。この場合の
ができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であっ	匿名加工情報の取扱い等について、規定を設ける必
て、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。	要があるため、定義規定を設ける。
一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の	
一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則	
性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。	
二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別	
符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのでき	
る規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含	
む。)。	
第六十条	・条例要配慮個人情報を執行機関が制定する個人情
5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は	報保護法の施行条例中に規定した場合は、本条第
地方独立行政法人が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く。)のうち、	3 項の規定に基づき議長が定める規程に追加でき
地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他	るため、「条例要配慮個人情報」は本条例中には規
	則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること (当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。 6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること (当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること (当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。 第六十条 5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く。)のうち、

		Ι.
	<u>の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地</u>	定しない。
	方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。	
9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であっ	7 この <u>法律</u> において「個人関連情報」とは、生 存する個人に関する情報で	【個人関連情報に該当する事例】
て、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものを	あって、個人情報、 仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当し	1 Cookie 等の端末識別子を通じて収集された、ある
いう。	ないものをいう。	個人のウェブサイトの閲覧履歴事例
		2メールアドレスに結び付いた、ある個人の年齢・性
		別・家族構成等事例
		3 ある個人の商品購買履歴・サービス利用履歴事例
		4 ある個人の位置情報事例
		5 ある個人の興味・関心を示す情報
		・個人関連情報は、今後デジタル化によって、増加す
		る可能性がある。各議会においては、議会における
		タブレットの所有者、管理者、費用(政務活動費か
		否か)、アクセス範囲、アクセス記録の管理、位置
		情報の管理等について、確認する必要あり
10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	・特定個人情報については番号利用法が特別法とし
識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号。以下「番	(番号利用法)第二条	て適用され、同法の規定により利用制限(同法第9
号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。	8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号(個人番号に対応し、	条)及び提供制限(同法第19条)がかかる。
	当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住	・しかし、提供制限の例外は同法第19条第15号
	民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第	で規定されるのに対し、利用制限の例外は同法第
	四十八条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以	30条第1項の規定により読み替えて適用される
	下同じ。)をその内容に含む個人情報をいう。	個人情報保護法第69条第2項の規定による。
		・したがって、個人情報保護法の対象外である議会

については、個人情報保護法第69条第2項の読 替え適用が及ばないため、マイナンバー法第32 条の趣旨に鑑み、条例で規定する必要がある。 ・もっとも、議会が特定個人情報を利用することは、 番号利用法上規定されておらず(同法第9条(第2 項を除く。))、いわゆる独自利用事務においても長 その他の執行機関の事務について条例で規定でき るのみとされている(同条第2項)。 ・したがって、議会が独自利用事務として特定個人 情報を取得することはない。 ・しかし、委任又は法令の規定等により、個人情報を 取得すること自体は想定される(旧共済組合法第 172条の2及び同法施行令第72条)ため、特定 個人情報に係る規定のみは残す(当該特定個人情 報については、情報提供ネットワークシステムを 使用して提供することはできないため(番号利用 法第19条)、情報提供等記録については、規定が 不要)。 ・なお、番号利用法第9条第2項の規定が、長その他 の執行機関に独自利用事務を限定していることか ら、議会事務局職員が執行機関の職員として併任 発令を受けて処理している事務は、議会事務局の 事務ではないと、同法は想定していると解される。

したがって、同事態について、関係電影であった 場合は、該合す形域に写し等の配権が残っている のではない限り、執行機関に対して訂束をすべき ことになる。 ・また、試合が特定権人に報き信託することは、参与 利用法上規定されていないため(同志第19条)、 伝統、マイナンバー自称は、権人諷刺行号に対たる (第2条型の有効を行参照)。 ・ 本は、マイナンバー自称は、権人諷刺行号に対たる (第2条型の有効を行参照)。 ・ 情報解除を対しているときると ・ ・ ・ 本は、マイナンバー自称は、権人諷刺行号に対たる (第2条型の有効を行参照)。 ・ 情報解除を記録とは、情報解除エントワークン ・ 情報解除を記録とは、情報解除を記録とは、情報解除を記録とは、情報解除エントワークン ・ 本は、一直を受ける主義を対し、第二十五条等上等の規定により対 ・ 定任・一直を対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対		
のではない限り、執行機関に対して請求をすべき ことになる。 ・また、統会が特定側人指揮を提供することは、参号 利用法上規定されていないため(両法第19条)、 物変個人情報の情報技術等をすることもできな い。 ・なが、マイナンバー再体は、個人機関信号に与える (第2条第2項第2号参照)。 ・ 門機は供等を記録とは、「計構提供ネットソークシス (機能提供等の記録) ・ 門機は供等を記録とは、「計算提供者は、第十九条第七号の規定により特 定個人所拠の提供の本め又は提供の元級をいう		したがって、同事務について、開示請求等があった
ことになる。 ・また、議会が特定領人情報を提供することに、音号 利用決上規定されていないため(何法知19年)、 特定個人情報の情報提供するすることもできた ・なが、マイナンバー門体は、個人機別符号に当たる (第2条第2項第2号参贈)。 ・なが、マイナンバー門体は、個人機別符号に当たる (第2条第2項第2号参贈)。 ・ 情報提供する記録とは、備取提供カットワークシス (情報提供等の記録) 定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次下掲げる参項を情 環提供ネットワークシステムに接続されたその者の提用する程子計畫機 原理機の求め、工作機能の表の人と意味をの音響が、一方を個人情報ののは、13歳記録を致わて定める期間保存しなければならない。 ・ 情報例を選供をのまり、一 情報の会社 上 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時 三 特定個人情報の項目 回 期 二号に掲げるもののほか、配稿省合で定かる事項 2 前項に現定する事項のほか、他報報合うと発行を超過 人情報の実性の水の又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場		場合は、議会事務局に写し等の情報が残っている
・また、歳会が等定額人情報を支限することは、香砂利用法上規定されていないため、(同法第19名)、特定債人情報の情報提供等ですることもできない。 ・なな、マイナンバー自体は、個人識別符号に当たる (第2条第2項第2号参照)。 ・情報提供等定理とは、情報提供ネットワークシス チム (番号利用法第2条第14項)を使用した(特強・大きな)を受け情報を含まる。 (第2条第2項第2号参照)。 ・情報提供等定理とは、情報提供ネットワークシス チム (番号利用法第2条第14項)を使用した(特定の法録をいう定値人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情 (同決第23条第1項及び第2項)。 ・特定個人情報のの提供の本め又は提供があったときな、次に掲げる事項を情 (同決第23条第1項及び第2項)。 ・特定個人情報については、信報提供ネットワークシステムを使用して特代けることはできないため システムを使用して特代けることはできないため ・ 一情認明会者及び情報提供者の名称 (同決第19余)、情報提供予定録とついては、規 定が不要 。 「西域に現定する事項のはか、情報開会者及び情報提供者は、当該特定側 人情報の提供の求め又は提供の生まが次の各号のいずれかに該当する場		のではない限り、執行機関に対して請求をすべき
利用法上規定されていないため(阿法第19条)、 特定個人情報の情報提供等をすることもできない。 ・なお、マイナンバー自体は、個人識別符号に当たる (第2条第2月第2号参別)。 ・情報提供等の定疑) 第二十三条 情報原金者及び情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報のよめ又は提供のよめ又は提供があったときは、次に対する事項を信息。 特定個人情報のより 場供の求め又は提供のご縁をいう 定個人情報のより 場件の求め又は提供のご縁をいう 定個人情報のより 場件の求め又は関係のご縁をいう 一特定個人者をつかったときは、次に対する事項を信息 特定個人情報については、情報機能ネットワーク システムと控証し、当該記録を致令で定める期間保存しなければならない。 一 特定個人情報をいっては、特報機能を対しませ、当該記録を致令で定める期間保存しなければならない。 一 特定個人情報については、情報機能を可能を (同法第19条)、情報機能等記録については、現 定が変量人情報の事態 と 対定個人情報の事態 を が不要。 「同法第19条)、情報機能等記録については、現 定が不要。		ことになる。
特定個人情報の情報機供等をすることもできない。 ・なお、マイナンバー自体は、個人識別符号に当たる (第2 条第 2 項第 2 分参照)。 ・店報度供等記録とは、信報提供をフトワークシス (信報度供等記録とは、信報提供ネットワークシス アム (音号利用法第 2 条第 1 項及 で使用した (特 第二十三条 信報関会者及び情報提供者は、第十九条第七号の規定により特 定個人情報の 表明 を使用した (特 2 3 条第 1 項及び第 2 項)。 を使用した (特 2 3 条第 1 項及び第 2 項)。 特定個人情報の 表別では提供があったときは、次に掲げる事項を核 (同活第 2 3 条第 1 項及び第 2 項)。 特定個人情報については、情報提供ネットワーク に記録し、当該記録を致合で定める期間保存しなければならない。 一 情報既会者及び情報提供者の名称 (同活第 1 9 条)、情報提供等記録については、規 定が不要。 ・		・また、議会が特定個人情報を提供することは、番号
・なお、マイナンバー自体は、個人識別符号に当たる (第2条第2項第2号参照)。 ・結散提供等記録とは、情報提供ネットワークシス (情報提供等の記録) 第二十三条 情報開会者及び情報提供者は、第十九条第七号の規定により特 定個人情報の)提供の求め又は提供の記録をいう 定個人情報の)提供の求め又は提供の記録をいう で個人情報の)提供の求め又は提供の記録をいう で個人情報の)提供の求め又は提供の記録をいう に記録し、当該記録を収合で変める別間保存しなければならない。 一情報照金者及び情報提供者の名称 一提供の求めの日時及が提供があったときはその日時 三 特定個人情報の項目 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める中項 2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場		利用法上規定されていないため(同法第19条)、
・なお、マイナンパー自体は、個人識別符ちに当たる (第2条第2項第27事限)。 新号利用法 ・情報機供等の記録) 第二十三条 背報照金者及が情報提供者は、第十九条第七号の規定により程 定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情 機提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算数 機提供ネットワークンステムに接続されたその者の使用する電子計算数 に記録し、当該記録を数令で定める期間保存しなければならない。 一情観點金者及が情報提供者の名称 二 提供の求めの口時及び提供があったときはその口時 三 特定側人情報の項目 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項 2 前項に現立する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定例 人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場		特定個人情報の情報提供等をすることもできな
番号利用法 (情報提供等の記録) 第二十三条 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定側人情報の提供の求め又は提供の記録をいう定側人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掛げる事項を情報については、情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録と、当該記録を改令で定める期間保存しなければならない。 - 情報照会者及び情報提供者の名称 二 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時 三 特定側人情報の項目 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項 2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定側人情報の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場		√>°
番号利用法 (情報提供等の記録) 方ム (番号利用法第2 条第 1 4 項) を使用した (特第三十三条 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第七号の規定により符定個人情報の提供の求め又は提供の記録をいう定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる中項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機 特定側入情報にいいては、情報提供ネットワーク に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。 一 情報照会者及び情報提供者の名称 二 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時 定が不要。 (同法第19条)、情報提供等記録については、規定が不要。 (同法第19条)、情報提供等記録については、規定が不要。		・なお、マイナンバー自体は、個人識別符号に当たる
(情報提供等の記録) 第二十三条 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供の記録をいう定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録と政令で定める期間保存しなければならない。 一 情報照会者及び情報提供者の名称 二 提供の求めの目時及び提供があったときはその目時 三 特定個人情報の項目 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項 2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場		(第2条第2項第2号参照)。
第二十三条 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の制度の求め又は提供の記録をいう定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情報の)提供の求め又は提供の記録をいうで記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。 一 情報照会者及び情報提供者の名称 二 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時 三 特定個人情報の項目 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項 2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場	番号利用法	・情報提供等記録とは、情報提供ネットワークシス
定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機 特定個人情報については、情報提供ネットワーク とステムを使用して提供することはできないため 一情報照会者及び情報提供者の名称 (同法第19条)、情報提供等記録については、規 上提供の求めの日時及び提供があったときはその日時 定が不要。 定が不要。 定が不要。 2 特定個人情報の項目 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項 2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場	(情報提供等の記録)	テム (番号利用法第2条第14項) を使用した (特
 報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機 に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。 情報照会者及び情報提供者の名称 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時 三 特定個人情報の項目 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項 2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場 	第二十三条 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第七号の規定により特	定個人情報の)提供の求め又は提供の記録をいう
に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。 一 情報照会者及び情報提供者の名称 二 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時 三 特定個人情報の項目 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項 2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個 人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場	定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情	(同法第23条第1項及び第2項)。
 ─ 情報照会者及び情報提供者の名称 二 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時 三 特定個人情報の項目 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項 2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場 	報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機	・特定個人情報については、情報提供ネットワーク
 二提供の求めの日時及び提供があったときはその日時 三特定個人情報の項目 四前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項 2前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場 	に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。	システムを使用して提供することはできないため
三 特定個人情報の項目 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項 2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個 人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場	一情報照会者及び情報提供者の名称	(同法第19条)、情報提供等記録については、規
四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項 2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個 人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場	二 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時	定が不要 。
2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個 人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場	三 特定個人情報の項目	
人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場	四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項	
	2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個	
合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の	人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場	
HE SHOW THE SHAPE OF THE SHAPE	合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の	

	使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しな	
	ければならない。	
	一 個人情報保護法第七十八条(個人情報保護法第百二十三条第二項の規	
	定によりみなして適用する場合を含む。第三号において同じ。)に規定	
	する不開示情報に該当すると認めるとき。_	
	二 条例で定めるところにより地方公共団体又は地方独立行政法人が開	
	示する義務を負わない個人情報に該当すると認めるとき。	
11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は		
取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が		
保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。		
12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成1	9 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成	
1年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保	十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第	
護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)別表第1に掲	一に掲げる法人をいう。	
げる法人をいう。		
13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平成	10 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平	
15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。	成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人を	
	いう。	
(議会の責務)	(地方公共団体の機関等が保有する個人情報の 保護)	・法では、「保有する個人情報の保護」とされている
		が、地方公共団体の個人情報保護条例では、同様の
		内容が「責務」として規定されているため、これを
		維持する。
第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な	第十二条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが	

	T	
措置を講ずるものとする。	確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。	
第2章 個人情報等の取扱い	第五章 行政機関等の義務等	
(個人情報の保有の制限等)	(個人情報の保有の制限等)	
第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第12	第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例	・「所掌事務」は国家行政組織法上の表現。議会につ
条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。)の規定によりその権限	を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及	いては、地方自治法第 96 条及び個人情報保護法第
<u>に属する事務</u> を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をでき	び第三号並びに第四節において同じ。)の定める所掌事務又は業務を遂行	69条第2項第3号の規定ぶりを踏まえ、議会「の
る限り特定しなければならない。	するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなけ	権限に属する」「事務の遂行」とする。
	ればならない。	・利用「の」目的は行政機関個人情報保護法に合わせ
		た表現。
2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)	2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範	
の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。	囲を超えて、個人情報を保有してはならない。	
3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を	3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当	
有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。	の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならな	
	ν _° ο	
(利用目的の明示)	(利用目的の明示)	
第5条 議会は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人	第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録	
の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対	された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あ	
し、その利用目的を明示しなければならない。	らかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。	
(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。	一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。	
(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財	二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、	
産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。	財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。	
(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方	三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、	
公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及	地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行	

ぼすおそれがあるとき。	に支障を及ぼすおそれがあるとき。	
(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。	四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。	
(不適正な利用の禁止)	(不適正な利用の禁止)	
第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法	第六十三条 行政機関の長(第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める	・個人情報保護法上は、「行政機関」及び「行政機関
により個人情報を利用してはならない。	機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び	の長等」との文言の使い分けがされているが、地方
	第百七十四条において同じ。)、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び	公共団体では、いずれの文言においても、「地方公
	地方独立行政法人(以下この章及び次章において「行政機関の長等」とい	共団体の機関」を指す。
	<u>う。)</u> は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法	・個人情報保護委員会としては、「権限行使の主体や
	により個人情報を利用してはならない。	具体的義務の対象については、「行政機関の長」を
		その他のものについては「行政機関」の用語を用い
		ている」とのことであり、議会においても、基本的
		に同様の整理としているが、主に次の2点につい
		て配慮している。
		①具体的な義務を課される場合は、機関として負
		うべきものであるため、「議会」とする。
		②処分等の具体的な行為を行う場合は、議決によ
		る決定を要するとすると、過大な手続を要し、かえ
		って住民の利益を害すること等から、「議長」とす
		る。
(適正な取得)	(適正な取得)	
第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。	第六十四条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取	
	得してはならない。	
(正確性の確保)	(正確性の確保)	

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現	第六十五条 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個	
在の事実と合致するよう努めなければならない。	人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。	
(安全管理措置)	(安全管理措置)	
第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人	第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防	
情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。	止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じ	
	なければならない。	
2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる	2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合	・「議会に係る個人情報の取扱い」とは、「議会に係る
<u>委託を含む。)を受けた</u> 者が <u>受託した</u> 業務を行う場合における個人情報の取扱い	における個人情報の取扱いについて準用する。	個人情報」の「取扱い」の趣旨。
について準用する。	一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受け	
	た業務	
	二 指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十	
	四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。) 公の施設 (同法第二百	
	四十四条第一項に規定する公の施設をいう。)の管理の業務	
	三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政	
	令で定めるもの	
	四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令	
	に基づき行う業務であって政令で定めるもの	
	五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託(二以上の段階に	
	わたる委託を含む。)を受けた者 当該委託を受けた業務	
(従事者の義務)	(従事者の義務)	
第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、 <u>前条第2</u>	第六十七条 個人情報の取扱いに従事する <u>行政機関等</u> の職員若しくは職員	・ここでいう職員は第2条第4項に規定する「職員」
<u>項の</u> 業務に従事している者若しくは従事していた者又は <u>議会</u> において個人情報	であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従	であり、議員を含まない(趣旨としては同様)。
の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び	事していた者又は <u>行政機関等</u> において個人情報の取扱いに従事している	・議長については、議会の事務を統理することから

派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に	派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護	(地方自治法第 104 条)、本条の義務を課すべきと
規定する派遣労働者をいう。以下 <u>この条及び第54条</u> において同じ。) 若しくは	等に関する法律 (昭和六十年法律第八十八号) 第二条第二号に規定する派	の考えもありうるが、本条は、(保有個人情報に限
従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだ	遣労働者をいう。以下この <u>章及び第百七十六条</u> において同じ。) 若しくは	らない)個人情報全般を対象としているため、組織
りに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。	従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容	共用されていない個人情報に対しても、義務を課
	をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。	すものである。当該義務を議長に課した場合、議長
		は、議長としての職務上取得・作成した個人情報で
		なく、一議員として取得した個人情報であっても、
		業務に関して知り得た個人情報に当たりさえすれ
		ば、義務を課されることになってしまい、議長に対
		してのみ、過大な義務を課すこととなるため、議長
		にも本条の義務は課さないものとする。
(漏えい等の通知)	(漏えい等の報告等)	
第11条	第六十八条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他	・個人情報保護委員会への報告義務は個人情報保護
	<u>の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害す</u>	法の規定によるものであるため、議会には観念し
	るおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生	えない。
	じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が	
	生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。	
議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の	2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保	
確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてそ	護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなけ	
<u>の定めるものが生じたときは</u> 、本人に対し、 <u>その</u> 定めるところにより、当該事	ればならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限り	
態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当	でない。	
するときは、この限りでない。		
(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要	一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため	

なこれに代わるべき措置をとるとき。	必要なこれに代わるべき措置をとるとき。	
(2) 当該保有個人情報に <u>第21条各号</u> に掲げる情報のいずれかが含まれると	二 当該保有個人情報に <u>第七十八条第一項各号</u> に掲げる情報のいずれか	
き。	が含まれるとき。	
(利用及び提供の制限)	(利用及び提供の制限)	
第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有	第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の	
個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。	目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。	
2 前項の規定にかかわらず、 <u>議会は、議長</u> が次の各号のいずれかに該当すると	2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該	・議会が該当性を判断するとすると、機関意思決定
認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は	当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自	が必要となるため、議長が該当性を判断すること
提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために	ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的	とする。
自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に	以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第	
侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。	三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、こ	
	の限りでない。	
(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。	一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。	
(2) <u>議会</u> が法令の規定により <u>その権限に属する事務</u> の遂行に必要な限度で保有	二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で	・第4条第1項参照。
個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用すること	保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利	
について相当の理由があるとき。	用することについて相当の理由があるとき。	
(3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価	三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行	・当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人、
審査委員会若しくは公営企業管理者、市が設立した地方独立行政法人、他の	<u>政法人</u> に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供	他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人、
地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第	を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供	国の機関及び独立行政法人の順とする。
2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供す	に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて	・当該地方公共団体の機関の並び順は、地方自治法
る場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は	相当の理由があるとき。	第七章第三節の規定順とする(各団体内の通例に
業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情		従うこと。)。
報を利用することについて相当の理由があるとき。		

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために	四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のた	
保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人	めに保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明	
の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由	らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することに	
があるとき。	ついて特別の理由があるとき。	
3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適	3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定	・改正後個人情報保護法第 69 条第 3 項は、法令間の
用を妨げるものではない。	の適用を妨げるものではない。	調整規定だが、条例においては条例間の調整規定
		とするべき(条例が法令に劣後するのは当然であ
		るため、この点についての規定は不要。)。
4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保	4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認	・議会の事務局の内部組織がない議会においては、
有個人情報の利用目的以外の目的のための <u>議会</u> の内部における利用を <u>議会の事</u>	めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための <u>行政機関等</u> の	「議会の事務局の特定の職員」となる。
務局の特定の職員に限るものとする。	内部における利用を特定の <u>部局若しくは機関</u> 又は職員に限るものとす	・議会の事務局を置いていない議会においては、「議
	ప .	会の特定の職員」となる。
5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第30条の	番号利用法(附則第 五十四条改正後)	・議会が情報提供ネットワークを用いた情報連携を
規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、こ	第三十条 行政機関等(個人情報保護法第百二十五条第二項の規定により個	行い、情報提供の記録を保有することは想定され
れらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。	人情報保護法第二条第十一項第三号に規定する独立行政法人等又は同項	ないが、議会がマイナンバー付きの情報を持つこ
	第四号に規定する地方独立行政法人とみなされる個人情報保護法第五十	とが完全に否定される訳ではないため、本規定自
	八条第一項各号に掲げる者(次条第一項において「みなし独立行政法人	体は、存置するのが適当。
	等」という。)を含む。)が保有し、又は保有しようとする特定個人情報(第	第30条の読替えについては、第30条参照。
	二十三条(第二十六条において準用する場合を含む。)に規定する記録に	・読替後の第 31 条の規定手数料に係る規定) につい
	記録されたものを除く。) に関しては、個人情報保護法第六十九条第二項	て、議長が認めるときに、(長が)手数料を減免で
	第二号から第四号まで及び第八十八条の規定は適用しないものとし、個	きる旨の規定とする。
	人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる <u>個人</u>	
	情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字	

			句とする。		
			読み替えられ	読み替えられ	読み替える字
			る個人情報保	る字句	句
			護法の規定		
第12条第1項	法令に基づく場合	利用目的以外の目	第六十九条第	法令に基づく	利用目的以外
	を除き、利用目的以	的	一項	場合を除き、	の目的 <u>(独立</u>
	外の目的			利用目的以外	行政法人等に
				の目的	あっては、行
					政手続におけ
					る特定の個人
					を識別するた
					めの番号の利
					用等に関する
					法律(平成二
					十五年法律第
					二十七号)第
					九条第五項の
					規定に基づく
					場合を除き、
					利用目的以外
					の目的)_
	自ら利用し、又は提	自ら利用してはな		自ら利用し、	自ら利用して
	供してはならない	らない		又は提供して	はならない

				はならない	
第12条第2項	自ら利用し、又は提	自ら利用する	第六十九条第	自ら利用し、	自ら利用する
	供する		 <u>二項</u>	又は提供する	
第12条第2項第	本人の同意がある	人の生命、身体又は	第六十九条第	本人の同意が	人の生命、身
<u>1号</u>	とき、又は本人に提	財産の保護のため	 二項第一号 	あるとき、又	体又は財産の
	供するとき	に必要がある場合		は本人に提供	保護のために
		であって、本人の同		するとき	必要がある場
		意があり、又は本人			合であって、
		の同意を得ること			本人の同意が
		が困難であるとき			あり、又は本
					人の同意を得
					ることが困難
					であるとき
			第八十九条第	配慮しなけれ	配慮しなけれ
			 <u>三項</u>	ばならない	ばならない。
					この場合にお
					いて、 <u>行政機</u>
					関の長及び地
					方公共団体の
					機関は、経済
					的困難その他
					特別の理由が
					あると認める

					ときは、 <u>政</u> 令		
					及び条例で定		
					めるところに		
					<u>より、当該</u> 手		
					数料を減額		
					し、又は免除		
					することがで		
					きる		
第39条第1項第	又は第12条第1	第12条第5項の	第九十八条第	又は <u>第六十九</u>	行政手続にお		
<u>1号</u>	項及び第2項の規	規定により読み替	一項第一号	条第一項及び	ける特定の個		
	定に違反して利用	えて適用する <u>同条</u>		第二項の規定	人を識別する		
	されているとき	第1項及び第2項		に違反して利	ための番号の		
		(第1号に係る部		用されている	利用等に関す		
		分に限る。)の規定		とき	る法律第三十		
		に違反して利用さ			条第一項の規		
		れているとき、番号			定により読み		
		利用法第20条の			替えて適用す		
		規定に違反して収			る <u>第六十九条</u>		
		集され、若しくは保			第一項及び第		
		管されているとき、			二項(第一号		
		又は番号利用法第			に係る部分に		
		29条の規定に違			限る。)の規定		
		反して作成された			に違反して利		

		特定個人情報ファ			用されている		
		イル(番号利用法第			とき、同法第		
		2条第9項に規定			二十条の規定		
		する特定個人情報			に違反して収		
		ファイルをいう。)			集され、若し		
		に記録されている			くは保管され		
		とき			ているとき、		
					又は同法第二		
					十九条の規定		
					に違反して作		
					成された特定		
					個人情報ファ		
					イル(同法第		
					二条第九項に		
					規定する特定		
					個人情報ファ		
					イルをいう。)		
					に記録されて		
					いるとき		
第39条第1項第	第12条第1項及	番号利用法第19	第九十八条第	第六十九条第	行政手続にお		
2号	び第2項	条	一項第二号	一項及び第二	ける特定の個		
				<u>項</u> 又は <u>第七十</u>	人を識別する		
				一条第一項	ための番号の		

	利用等に関す <u>る法律</u> 第十九 条	
(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)	(保有個人情報の提 供を受ける者に対する措置要求)	
第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規	第七十条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若し	
定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるとき	くは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要	
は、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、そ	があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係	
の利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの	る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な	
防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求める	制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のた	
ものとする。	めに必要な措置を講ずることを求めるものとする。	
	(外国にある第三者 への提供の制限)	・外国への提供は想定しないため規定を設けない。
	第七十一条 行政機関の長等は、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。	・法第71条の規定は、GDPRの十分性認定のよう
	以下この条において同じ。)(個人の権 利利益を保護する上で我が国と同	な、他国との関係において、相互に提供制限を緩和
	等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している	する認定をするような場合に意義があるが、議会
	外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条に	においてはそのような関係は想定しづらい。
	おいて同じ。)にある第三者(第十六条第三項に規定する個人データの取	
	扱いについて前章第二節の規定により同条第二項に規定する個人情報取	
	扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第三項にお	
	いて「相当措置」という。)を 継続的に講ずるために必要なものとして個	
	人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を	

ずることを求めるものとする。	報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。	
(仮名加工情報の取扱いに係る義務)	(仮名加工情報の取扱いに係る義務)	
第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であ	第七十三条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情	
るものを除く。以下この条及び <u>第50条</u> において同じ。)を第三者(当該仮名加	報(個人情報であるものを除く。以下この条及び <u>第百二十八条</u> において同	
工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。	じ。)を第三者 (当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)	
	に提供してはならない。	
2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安	2 行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮	
全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。	名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなら	
	ない。	
3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、	3 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づ	
当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、	く場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本	
削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等	人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人	
及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に	情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第四十一条第一項の	
関する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合しては	規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得し、又は当	
ならない。	該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。	
4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、	4 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づ	
電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成1	く場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に	
4年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第	関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九	
9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送	項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便によ	
付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組	り送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情	
織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定め	報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であ	
るものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情	って個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。)を 用いて送信し、又	
報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。	は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の	

	情報を利用してはならない。	
5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階に	5 前各項の規定は、行政機関の長等から仮名加工情報の取扱いの委託(二	
わたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。	以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合	
	について準用する。	
(匿名加工情報の取扱いに係る義務)	(匿名加工情報の取扱いに係る義務)	
第16条	第百二十三条 行政機関等は、匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報を除	・匿名加工情報については、議会が取得すること(執
	く。以下この条において同じ。)を第三者に提供するときは、法令に基づ	行機関が提供した匿名加工情報の提供を受ける場
	く場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじ	合)が想定されるため、取扱いの規定は設ける。
	め、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項	・法は第121条で行政機関等匿名加工情報につい
	目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、	て、第123条第1項でそれ以外の匿名加工情報
	当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならな	について、取扱いを定めている。
	<u>V</u> 3 _o	・しかし、議会においては、行政機関等匿名加工情報
		に相当する情報は想定されないため、合わせて匿
		名加工情報の取扱いに係る規定とする。
		・もっとも、第123条第1項について、単に匿名加
		工情報としてしまうと、執行機関の第121条第
		1項に比べて、厳格な規制となってしまう。
		・第123条第1項については、地方公共団体の意
		思決定機関である議会が匿名加工情報を第三者に
		提供することは想定されないことから、相当する
		規定は設けないこととする。
議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、	2 行政機関等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場	
当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、	合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を	

T	
識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別	
符号若しくは第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関す	
る情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならな	
٧٠°	
3 行政機関等は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとし	・具体的な作為義務を定めるものであり、議長に義
て個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な	務を課すこととすることも考えられるが、議長が
管理のために必要な措置を講じなければならない。	定める基準に従うこととしているため、法の規定
	に合わせて主語を議会とした。
4 前二項の規定は、行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託(二以上	
の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合につい	
て準用する。	
	・山陽小野田市個人情報保護法施行条例と同一の規
	定内容を追加する。
	符号若しくは第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。 3 行政機関等は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 4 前二項の規定は、行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合につい

更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。		
3 前2項の規定にかかわらず、議会は、やむを得ない理由により、これらの規		
定による登録ができないときは、当該個人情報を取り扱う事務を開始し、変更		
し、又は廃止した日以後において当該登録をすることができる。		
4 議会は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。		
5 第1項及び第2項の規定は、議会の議員若しくは議員であった者又は職員若		
しくは職員であった者に関する事務については、適用しない。		
第3章 個人情報ファイル	第三節 個人情報ファイル	
(個人情報ファイル簿の作成及び公表)	(個人情報ファイル簿の作成及び公表)	
第18条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファ	第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関	
イルについて、それぞれ <u>次</u> に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳	<u>の長等の属する行政機関等</u> が保有している個人情報ファイルについて、	
簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。	それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる	
	事項その他政令で定める事項を記載した帳簿(以下この章において「個人	
	情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。	
(1) 個人情報ファイルの名称	改正後個人情報保護法第七十四条	
	一 個人情報ファイルの名称	
(2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	二 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつか	・「組織」とは所管課室を指す(個人情報の保護に関
	さどる組織の名称	する法律についての事務対応ガイド(令和3年11
		月時点版)5-1-1)。
		(参考)内部組織がない事務局は事務局となり、事務
		局を設置していない市町村議会の場合はこの号は
		不要となる。
(3) 個人情報ファイルの利用目的	三 個人情報ファイルの利用目的	

(4) 個人情報ファイルに記録される項目(以下この条において「記録項目」と	四 個人情報ファイルに記録される項目(以下この節において「記録項目」	
いう。) 及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検	という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によら	
索し得る者に限る。 <u>次項第1号カ</u> において同じ。)として個人情報ファイルに	ないで検索し得る者に限る。 <u>次項第九号</u> において同じ。)として個人情	
記録される個人の範囲(<u>次項第2号</u> において「記録範囲」という。)	報ファイルに記録される個人の範囲(<u>以下この節</u> において「記録範囲」	
	という。)	
(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下 <u>この条</u> において「記録情報」	五 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下 <u>この節</u> において「記録	
という。) の収集方法	情報」という。)の収集方法	
(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
(7) 記録情報を <u>議会</u> 以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先	七 記録情報を <u>当該機関</u> 以外の者に経常的に提供する場合には、その提供	
	先	
(8) 次条第1項、第32条第1項又は第39条第1項の規定による請求を受理	九 第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定によ	・「組織」とは所管課室を指す(個人情報の保護に関
する組織の名称及び所在地	る請求を受理する組織の名称及び所在地	する法律についての事務対応ガイド(令和3年11
		月時点版)5-1-1)。
(9) <u>第32条第1項</u> ただし書又は <u>第39条第1項ただし書</u> に該当するときは、	十 第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当する	
その旨	ときは、その旨	
	十一 その他政令で定める事項	・第1項の本文中に規定。
2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。	第七十五条	
	2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。	
(1) <u>次に</u> 掲げる個人情報ファイル	一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル	
	改正後個人情報保護 法第七十四条	・地方議会は該当しない。
	一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録	
	する個人情報ファイル	
	二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公	・地方議会は該当しない。
<u>.</u>	•	

	訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイ	
	<u>n</u>	
ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に	三 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであっ	・「賃金」は平成三十二年(令和二年)四月一日から
係る個人情報ファイルであって、専らその人事、 <u>議員報酬、</u> 給与 <u>又は報酬</u> 、	て、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準	削除されているため(地方自治法施行規則の一部
福利厚生に関する事項 <u>その他</u> これらに準ずる事項を記録するもの	ずる事項を記録するもの(<u>当該機関</u> が行う職員の採用試験に関する個	を改正する省令(平成 31 年総務省令第 37 号))、
	人情報ファイルを含む。)	規定しない(過去のものについては、「その他これ
		らに準ずる事項」に当たる。)。
イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル	四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル	
	五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記	・条例(案)第 18 条第 2 項第 2 号参照。
	録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利	
	用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲	
	<u>内のもの</u>	
ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイ	六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報フ	
ル	アイル	
エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利	七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のため	・「金銭の送付」とは、個人情報保護法では、謝金等
用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相	に利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は	を支払うための口座番号等を記載したリスト等を
手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの	連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを	意味する(個人情報の保護に関する法律について
	記録するもの	の事務対応ガイド(令和 3 年 11 月時点版)5-1-2)
		が、特定物として金銭を送付する場合も想定しえ
		ないとは言えないため、規定としては維持。
オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得す	八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得	
る個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のため	する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的	
に利用するもの	のために利用するもの	

	T	
カ 本人の数が <u>議長が定める</u> 数に満たない個人情報ファイル	九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル	・「政令で定める数」は、現行の行政機関個人情報保
		護法施行令では 1,000 人とされている。
キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして <u>議長が</u> 定め	十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして	
る個人情報ファイル	<u>政令で</u> 定める個人情報ファイル	
(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情	第七十五条	
報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記	二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記	
録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの	録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利	
	用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲	
	内のもの	
(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして <u>議長が</u> 定める個人情報	三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個	
ファイル	人情報ファイル	
3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若	3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しく	
しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファ	は前条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿	
イルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事	に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載すること	
業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあ	により、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正	
ると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個	な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項	
人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。	目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情	
	報ファイル簿に掲載しないことができる。	
	5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で	・執行機関が定める個人情報保護法の施行条例中に
	定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状	いわゆる「登録簿」を規定する場合は、本条例に規
	況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるもので	定するかどうかの調整が必要となる。
	はない。_	・登録簿を規定する場合は、「第2章の個人情報の取
		扱い」中に規定することが考えられる。

第4章 開示、訂正及び利用停止	第四節 開示、訂正及び利用停止	
第1節 開示	第一款 開 示	
(開示請求権)	(開示請求権)	
第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有す	第七十六条 何人も、この法律の定めるところにより、 <u>行政機関の長等</u> に対	
る自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。	し、 <u>当該行政機関の長等の属する行政機関等</u> の保有する自己を本人とす	
	る保有個人情報の開示を請求することができる。	
2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人	2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代	
(以下 <u>この章において</u> 「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定	理人(以下この節において「代理人」と総称する。)は、本人に 代わって	
による開示の請求(以下 <u>この章及び第49条</u> において「開示請求」という。)を	前項の規定による開示の請求 (以下 <u>この節及び第百二十七条</u> において「開	
することができる。	示請求」という。)をすることができる。	
(開示請求の手続)	(開示請求の手続)	
第20条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「開示	第七十七条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において	
請求書」という。)を <u>議長</u> に提出してしなければならない。	「開示請求書」という。)を <u>行政機関の長等</u> に提出してしなければならな	
	√s₀.	
(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所	一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居	
	所	
(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示	二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称そ	
請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項	の他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項	
2 前項の場合において、開示請求をする者は、 <u>議長が</u> 定めるところにより、開	2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、	
示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請	開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定によ	
求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示	る開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人で	
す書類を提示し、又は提出しなければならない。	あること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。	
3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした	3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、	

者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求	開示請求をした者(以下この節において「開示請求者」という。)に対し、	
めることができる。この場合において、 <u>議長</u> は、開示請求者に対し、補正の参	相当の 期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合におい	
考となる情報を提供するよう努めなければならない。	て、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供	
	するよう努めなければならない。	
(保有個人情報の開示義務)	(保有個人情報の開示義務)	
第21条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次	第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る	・議会保有個人情報の開示決定等の処分権者、即ち
の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが含まれている	保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下この節において「不開示情	処分庁は議会事務統理権・代表権を有する議長と
場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。	報」という。)の いずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対	し、行政不服審査法第4条第1号に基づき、審査庁
	し、当該保有個人情報を開示しなければならない。	とする。
		※地方自治法上の「機関」ではない議長に対して、条
		例の規定により(講学上の)行政庁としての地位を
		与える創設的規定。
		・「(情報公開条例第○○条に規定する情報を除く。)
		又は情報公開条例第○○条に規定する情報」は、法
		第七十八条第二項に対応する条文。
		・情報公開条例との整合性を確認する必要がある。
(1) 開示請求者 (第19条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請	一 開示請求者 (第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって	
求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並	開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次	
びに <u>第28条第1項</u> において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するお	条第二項並びに <u>第八十六条第一項</u> において同じ。)の生命 、健康、生活	
それがある情報	又は財産を害するおそれがある情報	
(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する	二 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関	
情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等	する情報を除く。)であって、当該 情報に含まれる氏名、生年月日その	
により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報	他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができ	

と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができ	るもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人	
ることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請	を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符	
求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、	号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することは	
なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、	できないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利	
次に掲げる情報を除く。	益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	
ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知	イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又	
ることが予定されている情報	は知ることが予定されている情報	
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要で	ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必	
あると認められる情報	要であると認められる情報	
ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2	ハ 当該個人が公務員等 (国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号)	
条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定	第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二条第	
する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職	四項に規定する行政執行法人の職員を除く。)、独立 行政法人等の職	
員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公	員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定	
務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合におい	する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。) である場合に	
て、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、	おいて、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情	
当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分	報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分	
(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政	三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立	
法人を除く。以下この号において「法人等」という。) に関する情報又は開示	行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。) に関する情	
請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げる	報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であ	
もの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示するこ	って、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護	
とが必要であると認められる情報を除く。	するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。	
ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位そ	イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地	
の他正当な利益を害するおそれがあるもの	位その他正当な利益を害するおそれがあるもの	

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであ	ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供され	
って、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているも	たものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこ	
のその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照ら	ととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性	
して合理的であると認められるもの	質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの	
	四 行政機関の長が第八十二条各項の決定(以下この節において「開示決	・地方議会は該当しない。
	定等」という。)をする場合において、開示することにより、国の安全	
	が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれる	
	おそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあ	
	ると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報	
	五 行政機関の長又は地方公共団体の機関 (都道府県の機関に限る。) が開	・都道府県に係る規定。
	示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧	
	又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支	
	障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関	
	が認めることにつき相当の理由がある情報	
(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又	六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内	
は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示すること	部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示	
により、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるお	することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当	
それ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益	に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は	
を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるも	
	Ø	
(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事	七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行	
務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれ	う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げ	
その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を	るおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正	

及ぼすおそれがあるもの	な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	
	イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示	・地方議会では想定できない。
	決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しく	
	は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際	
	機関との交渉上不利益を被るおそれ	
ア 議長が第25条各項の決定(以下「開示決定等」という。)をする場合に	ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関(都道府県の機関を除く。)又	
おいて、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支	<u>は地方独立行政法人</u> が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、	
障を及ぼすおそれ	鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそ	
	ħ	
イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関	ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務	
し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を	に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不	
容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ	当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ	
ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共	ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方	
団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当	公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての	
に害するおそれ	地位を不当に害するおそれ	
エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害す	ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻	
るおそれ	害するおそれ	
オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす	へ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及	
おそれ	ぼすおそれ	
カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に	ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法	
係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	
	2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適	・21条本文中に規定した。
	用については、同項中「掲げる情報(」とあるのは、「掲げる情報(情報	・情報公開条例との整合性を確認する必要がある。

	公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定め	
	るものを除く。) 又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に	
	準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされている	
	もののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする	
	必要があるものとして条例で定めるもの(」とする。	
(部分開示)	(部分開示)	
第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に非公開情報が含まれている場	第七十九条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報	
合において、非公開情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるとき	が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分	
は、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。	して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分	
	につき開示しなければならない。	
2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の	2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報(開示請求者以	
個人を識別することができるものに限る。) が含まれている場合において、当該	外の特定の個人を識別することができるものに限る。) が含まれている場	
情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別する	合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の	
ことができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開	特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号	
示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認めら	の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益	
れるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなし	が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、	
て、前項の規定を適用する。	同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する	
(裁量的開示)	(裁量的開示)	
第23条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に非公開情報が含まれている場	第八十条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が	
合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、	含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要	
開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。	があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示する	
	ことができる。	
(保有個人情報の存否に関する情報)	(保有個人情報の存否に関する情報)	
		<u> </u>

第24条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか	第八十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在して	
否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、 <u>議長</u> は、当該	いるか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行	
保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができ	<u>政機関の長等</u> は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示	
る。	請求を拒否することができる。	
(開示請求に対する措置)	(開示請求に対する措置)	
第25条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するとき	第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一	
は、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の	部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開	
利用目的及び開示の実施に関し <u>議長</u> が定める事項を書面により通知しなければ	示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項	
ならない。ただし、 <u>第5条第2号又は第3号</u> に該当する場合における当該利用	を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第	
目的については、この限りでない。	<u>三号</u> に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。	
2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定	2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないと	
により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有して	き(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有	
いないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その	個人情報を保有していないときを含む。) は、開示をしない旨の決定をし、	
旨を書面により通知しなければならない。	開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	
(開示決定等の期限)	(開示決定等の期限)	
第26条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければなら	第八十三条 開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にしなけれ	・現行の条例では、開示決定の期限が 15 日以内とし
ない。ただし、 <u>第20条第3項</u> の規定により補正を求めた場合にあっては、当該	ばならない。ただし、 <u>第七十七条第三項</u> の規定により補正を求めた場合に	ている例が多いが、開示決定期限は 30 日以内であ
補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	あっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	れば、個人情報保護法の施行条例で各地方公共団
		体が定めることが許容されている。(議会の条例で
		30 日を超える期間とすることは可能だが、執行部
		の期間と齟齬を生じることとなる。)。
		・山陽小野田市個人情報保護法施行条例と同一の規
		定内容とするため 15 日以内と規定する。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があ	2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他	・山陽小野田市個人情報保護法施行条例と同一の規
るときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。こ	正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長	定内容とするため 15 日以内と規定する。
の場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延	することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に	
長の理由を書面により通知しなければならない。	対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなけれ	
	ばならない。	
(開示決定等の期限の特例)	(開示決定等の期限の特例)	
第27条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があ	第八十四条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請	・開示決定期限の特例は 60 日以内であれば、個人情
った日から30日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の	求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等をすること	報保護法の施行条例で各地方公共団体が定めるこ
遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、	により事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の	とが許容されている。(議会の条例で 60 日を超え
議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に	規定にかかわらず、 <u>行政機関の長等</u> は、開示請求に係る保有個人情報のう	る期間とすることは可能だが、執行部の期間と齟
開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を	ちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情	齬を生じることとなる。)。
すれば足りる。この場合において、 <u>議長</u> は、同条第1項に規定する期間内に、	報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合にお	・山陽小野田市個人情報保護法施行条例と同一の規
開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。	いて、 <u>行政機関の長等</u> は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に	定内容とするため 30 日以内と規定する。
	対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。	
(1) この条の規定を適用する旨及びその理由	一 この条の規定を適用する旨及びその理由	
(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	
2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長		・議長及び副議長がともに欠けている(具体的には、
がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入		任期満了、議会の解散等を想定) 期間中は、処分庁
しない。		が存在せず、処分をすることが不可能なため、当該
		期間の日数は、標準処理期間に算定しない(議長の
		みが欠けているときは、地方自治法第 106 条第 1
		項の規定により副議長が処分庁となる。)。なお、議
		長に事故がある場合は、処分庁は存在しており、処

		分をすることが不可能とはいえないため、標準処
		理期間に算入する。
	(事案の移送)	
	第八十五条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機	・移送については、執行機関の条例において規定を
	関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであ	設け、かつ、本条例において規定を設けることが必
	るとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等をすることにつ	要となるが、行政課担当者としては、条例で移送の
	き正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他	規定を設けることは、執行機関の条例においても、
	<u>の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合におい</u>	法律上困難ではないかとの意見あり、条例に規定
	ては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した	しないこととする。
	旨を書面により通知しなければならない。	
	2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長	
	等において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。	
	この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移	
	送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。	
	3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第八十二条第一項	
	の決定(以下この節において「開示決定」という。)をしたときは、当該	
	行政機関の長等は、開示の実施をしなければならない。この場合におい	
	て、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなけ	
	ればならない。	
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)	(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)	
第28条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、	第八十六条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共	・情報公開条例の第三者意見提出の機会の付与等と
地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第46条第2項第3	団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第百五条	の整合性を取る必要あり(個人情報の保護に関す
<u>号及び第47条</u> において「第三者」という。)に関する情報が含まれているとき	第二項第三号及び第百七条第一項において「第三者」という。) に関する	る法律についての事務対応ガイド「情報公開条例

は、 <u>議長</u> は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、 <u>議</u>	情報が含まれているときは、 <u>行政機関の長等</u> は、開示決定等をするに当た	の改正を行う場合の条文のイメージ」参照)。
<u>長が</u> 定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他 <u>議長が</u> 定める	って、当該情報に係る第三者に対し、 <u>政令で</u> 定めるところにより、当該第	
事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。	三者に関する情報の内容その他 <u>政令で</u> 定める事項を通知して、意見書を	
	提出する機会を与えることができる。	
2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定(以	2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に	
下この章において「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、 <u>議長が</u>	先立ち、当該第三者に対し、 <u>政令で</u> 定めるところにより、開示請求に係る	
定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他 <u>議</u>	当該第三者に関する情報の内容その他 <u>政令で</u> 定める事項を書面により通	
<u>長が</u> 定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければ	知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第	
ならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。	三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。	
(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合	一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとす	
であって、当該第三者に関する情報が第21条第2号イ又は同条第3号ただ	る場合であって、当該第三者に関する情報が <u>第七十八条第一項第二号</u>	
<u>し書</u> に規定する情報に該当すると認められるとき。	<u>ロ又は同項第三号ただし書</u> に規定する情報に該当すると認められると	
	き。	
(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第23条の規定により	二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を <u>第八十条</u> の規定	
開示しようとするとき。	により開示しようとするとき。	
3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該	3 行政機関の長等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられ	
第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合にお	た第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見	
いて、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少な	書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示	
くとも2週間を置かなければならない。この場合において、 <u>議長</u> は、開示決定	を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この	
後直ちに、当該意見書(<u>第46条</u> において「反対意見書」という。)を提出した	場合において、 <u>行政機関の長等</u> は、開示決定後直ちに、当該意見書(<u>第百</u>	
第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面	五条において「反対意見書」という。)を提出した第 三者に対し、開示決	
により通知しなければならない。	定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しな	
	ければならない。	

(開示の実施)	(開示の実施)	
第29条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録さ	第八十七条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に	
れているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているとき	記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録さ	
はその種別、情報化の進展状況等を勘案して <u>議長</u> が定める方法により行う。た	れているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して <u>行政機関等</u> が	
だし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、 <u>議長</u> は、当該保有個	定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示に	
人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認	あっては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又	
めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うこと	は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な	
ができる。	理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。	
2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定め	2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に	
を一般の閲覧に供しなければならない。	関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。	
3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、 <u>議長が</u> 定めるところに	3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるとこ	・実施の方法その他の「政令で定める事項」について
より、 <u>議長</u> に対し、その求める開示の実施の方法 <u>等</u> を申し出なければならない。	ろにより、当該開示決定をした <u>行政機関の長等</u> に対し、その求める開示の	は、「議長が定めるところにより」「申し出なければ
	実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。	ならない」の中に含まれると考えられるため、文言
		整理。なお、「政令で定めるところにより」及び「政
		令で定める事項」が同じ項中に存在する条項は、他
		に第18条第1項並びに第28条第1項及び第2
		項が存するが、「政令で定める事項」が、第18条
		第1項では個人情報ファイル簿の記載事項を定義
		する内容であるため、第28条第1項及び第2項で
		は「議長が定めるところにより」と別の箇所にかか
		るため、維持することとした。
4 前項の規定による申出は、第25条第1項に規定する通知があった日から3	4 前項の規定による申出は、 <u>第八十二条第一項</u> に規定する通知があった日	・申出期限は 30 日以内であれば、個 人情報保護法
0日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることが	から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出を	の施行条例で各地方公共団体が定めることが許容

できないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。	することができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでな	されている。(議会の条例で 30 日を超える期間と
	ν ₂ ο	することは可能だが、執行機関の期間と齟齬を生
		じることとなる。)。
(他の法令による開示の実施との調整)	(他の法令による開示の実施との調整)	
第30条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保	第八十八条 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し	
有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとさ	開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の	
れている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限	方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場	
る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該	合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、	
同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合	当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。た	
には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。	だし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあ	
	るときは、この限りでない。	
2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第	2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前	
1 項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。	条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。	
(開示請求の手数料等)	(手数料)	
第31条 開示請求に係る手数料は、無料とする。	第八十九条	・執行機関側の手数料との調整が必要。
	2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところに	・本条例中に規定せず、手数料条例中に規定する方
	より、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければな	法もある。
	<u>らない。</u>	・現行の個人情報保護条例では手数料は無料とし、
	3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額	写しの交付等に係る実費のみ徴収している地方公
	とするよう配慮しなければならない。	共団体が多い。無料とする場合は、保有特定個人情
	個人情報保護法の施行に係る関係条例の条文イメージ(個人情報の保 護に	報に関する読み替え規定第12条中の第31条の
	関する法律についての事務対応ガイド [令和3年11月時点暫定版])	読み替えは必要なくなる(第31条の規定を設けな
	(開示請求に係る手数料)	いことも考えられる。)。

	·	
	第六条 法第八十九条第二項の規定により納付しなければならない手数料	・法第89条が「実費の範囲内において」と規定して
	の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている地方公共団体等	いるが、法の適用がある地方公共団体の機関にお
	行政文書一件当たり○○円とする。	いて、コピー代や記録媒体の費用等の実費につい
		て、開示請求の手数料とは別に徴収することは可
		能。
		・山陽小野田市個人情報保護法施行条例と同一の規
		定とするため、手数料は無料とする。
2 第29条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、規則で定めるところ		・山陽小野田市個人情報保護法施行条例と同一の規
により、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。		定内容を追加する。
第2節 訂正	第二款 訂正	
(訂正請求権)	(訂正請求権)	
第32条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第	第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報 (次に掲げるものに限る。	
39条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例	第九十八条第一項において同じ。) の内 容が事実でないと思料するとき	
の定めるところにより、 <u>議長</u> に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除	は、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機	
を含む。以下 <u>この章において</u> 同じ。)を請求することができる。ただし、当該保	関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下こ	
有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている	<u>の節において</u> 同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情	
ときは、この限りでない。	報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められていると	
	きは、この限りでない。	
(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	
(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、 <u>第30条第1項</u> の他の法令の規定	二 開示決定に係る保有個人情報であって、第八十八条第一項の他の法令	
により開示を受けたもの	の規定により開示を受けたもの	
2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第	2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この節及	
<u>49条</u> において「訂正請求」という。)をすることができる。	<u>び第百二十七条</u> において「訂正請求」という。)をすることが できる。	
<u> </u>	1	<u> </u>

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければな	3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなけれ	・訂正請求期限は90日以内であれば、個人情報保護
らない。	ばならない。	法の施行条例で各地方公共団体が定めることが許
		容されている。(議会の条例で 90 日を超える期間
		とすることは可能だが、執行機関の期間と齟齬を
		生じることとなる。)。
(訂正請求の手続)	(訂正請求の手続)	
第33条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「訂正	第九十一条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において	
請求書」という。)を <u>議長</u> に提出してしなければならない。	「訂正請求書」という。)を <u>行政機関の長等</u> に提出してしなければならな	
	ζ ₂ °	
(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所	一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居	
	所	
(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を	二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人	
特定するに足りる事項	情報を特定するに足りる事項	
(3) 訂正請求の趣旨及び理由	三 訂正請求の趣旨及び理由	
2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂	2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、	
正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請	訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定によ	
求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示	る訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人で	
す書類を提示し、又は提出しなければならない。	あること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。	
3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした	3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、	
者(以下 <u>この章</u> において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、	訂正請求をした者(以下この節において「訂正請求者」という。)に対し、	
その補正を求めることができる。	相当の 期間を定めて、その補正を求めることができる。	
(保有個人情報の訂正義務)	(保有個人情報の訂正義務)	
第34条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由がある	第九十二条 行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正	

と認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な	請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の	
範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。	利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなけれ	
	ばならない。	
(訂正請求に対する措置)	(訂正請求に対する措置)	
第35条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の	第九十三条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする	
決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	ときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知	
	しなければならない。	
2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定	2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないとき	
をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	は、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しな	
	ければならない。	
(訂正決定等の期限)	(訂正決定等の期限)	
第36条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった	第九十四条 前条各項の決定(以下 <u>この節</u> において「訂正決定等」という。)	・訂正決定期限は30日以内であれば、個人情報保護
日から30日以内にしなければならない。ただし、第33条第3項の規定によ	は、訂正請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、	法の施行条例で各地方公共団体が定めることが許
り補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入し	<u>第九十一条第三項</u> の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正	容されている。(議会の条例で 30 日を超える期間
ない。	に要した日数は、当該期間に算入しない。	とすることは可能だが、執行機関の期間と齟齬を
		生じることとなる。)。
2 前項の規定にかかわらず、 <u>議長</u> は、事務処理上の困難その他正当な理由があ	2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他	・延長期間は30日以内であれば、個人情報保護法の
るときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。こ	正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長	施行条例で各地方公共団体が定めることが許容さ
の場合において、 <u>議長</u> は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延	することができる。この場合において、 <u>行政機関の長等</u> は、訂正請求者に	れている。(議会の条例で 30 日を超える期間とす
長の理由を書面により通知しなければならない。	対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなけれ	ることは可能だが、執行機関の期間と齟齬を生じ
	ばならない。	ることとなる。)。
(訂正決定等の期限の特例)	(訂正決定等の期限の特例)	
第37条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規	第九十五条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認める	

定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合におい	ときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足	
て、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる	りる。この場合において、 <u>行政機関の長等</u> は、同条第一項に規定する期間	
事項を書面により通知しなければならない。	内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければな	
	らない。	
(1) この条の規定を適用する旨及びその理由	一 この条の規定を適用する旨及びその理由	
(2) 訂正決定等をする期限	二 訂正決定等をする期限	
2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長		・第 27 条第 2 項参照。
がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入		
しない。		
	(事案の移送)	
	第九十六条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が第八十五条	・移送については、法の規定の限界上、規定しないこ
	第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関	ととする。
	の長等において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、	
	当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事	
	案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の	
	長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなけれ	
	ばならない。	
	2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長	
	等において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。	
	この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移	
	送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。	
	3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第九十三条第一項	
	の決定(以下この項及び次条において「訂正決定」という。)をしたとき	
	•	•

	T	
	は、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をし	
	なければならない。_	
(保有個人情報の提供先への通知)	(保有個人情報の提供先への通知)	
第38条 <u>議長</u> は、 <u>第35条第1項の</u> 決定に基づく保有個人情報の訂正の実施を	第九十七条 行政機関の長等は、 <u>訂正決定</u> に基づく保有個人情報の訂正の実	
した場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に	施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の	
対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。	提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。	
第3節 利用停止	第三款 利用停止	
(利用停止請求権)	(利用停止請求権)	
第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当	第九十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれか	
すると思料するときは、この条例の定めるところにより、 <u>議長</u> に対し、当該各	に該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有	
号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の	個人情報を保有する <u>行政機関の長等</u> に対し、当該各号に定める措置を請	
停止、消去又は提供の停止(以下 <u>この章</u> において「利用停止」という。)に関し	求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は	
て他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。	提供の停止(以下 <u>この節</u> において「利用停止」という。)に関して他の法	
	令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。	
(1) <u>第4条第2項</u> の規定に違反して保有されているとき、 <u>第6条</u> の規定に違反	一<u>第六十一条第二項</u>の規定に違反して保有されているとき、<u>第六十三条</u>	
して取り扱われているとき、 <u>第7条</u> の規定に違反して取得されたものである	の規定に違反して取り扱われているとき、 <u>第六十四条</u> の規定に違反し	
とき、又は <u>第12条第1項及び第2項</u> の規定に違反して利用されているとき	て取得されたものであるとき、又は <u>第六十九条第一項及び第二項</u> の規	
当該保有個人情報の利用の停止又は消去	定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又	
	は消去	
(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保	二 第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反し	
有個人情報の提供の停止	て提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止	
2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この章及	2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この	
び第49条において「利用停止請求」という。)をすることができる。	<u>節及び第百二十七条</u> において「利用停止請求」という。)をすることがで	

	きる。	
3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなけれ	3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしな	・利用停止請求の期限は 90 日以内であれば、個人情
ばならない。	ければならない。	報保護法の施行条例で各地方公共団体が定めるこ
		とが許容されている。(議会の条例で 90 日を超え
		る期間とすることは可能だが、執行機関の期間と
		齟齬を生じることとなる。)。
(利用停止請求の手続)	(利用停止請求の手続)	
第40条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「利	第九十九条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項にお	
用停止請求書」という。)を <u>議長</u> に提出してしなければならない。	いて「利用停止請求書」という。)を <u>行政機関の長等</u> に提出してしなけれ	
	ばならない。	
(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所	一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所	
(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情	二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有	
報を特定するに足りる事項	個人情報を特定するに足りる事項	
(3) 利用停止請求の趣旨及び理由	三 利用停止請求の趣旨及び理由	
2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、 <u>議長</u> が定めるところにより、	2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところに	
利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による	より、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の	
利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人で	規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報	
あること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。	の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければな	
	らない。	
3 <u>議長</u> は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請	3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるとき	
求をした者(以下 <u>この章</u> において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の	は、利用停止請求をした者(以下 <u>この節</u> において「利用停止請求者」とい	
期間を定めて、その補正を求めることができる。	う。)に対し 、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。	
(保有個人情報の利用停止義務)	(保有個人情報の利用停止義務)	

第41条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理	第百条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用	
由があると認めるときは、 <u>議会</u> における個人情報の適正な取扱いを確保するた	停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行	
めに必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなけ	<u>政機関等</u> における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度	
ればならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該	で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければなら	
保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適	ない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有	
正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りで	個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の	
ない。	適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、こ	
	の限りでない。	
(利用停止請求に対する措置)	(利用停止請求に対する措置)	
第42条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、	第百一条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止	
その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなけれ	をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面	
ばならない。	により通知しなければならない。	
2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その	2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしな	
旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければな	いときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面によ	
らない。	り通知しなければならない。	
(利用停止決定等の期限)	(利用停止決定等の期限)	
第43条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求	第百二条 前条各項の決定(以下この節において「利用停止決定等」という。)	
があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第40条第3項の	は、利用停止請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただ	
規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間	し、 <u>第九十九条第三項</u> の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補	
に算入しない。	正に要した日数は、当該期間に算入しない。	
2 前項の規定にかかわらず、 <u>議長</u> は、事務処理上の困難その他正当な理由があ	2 前項の規定にかかわらず、 <u>行政機関の長等</u> は、事務処理上の困難その他	
るときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。こ	正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長	
の場合において、 <u>議長</u> は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及	することができる。この場合において、 <u>行政機関の長等</u> は、利用停止請求	
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しな	
ければならない。	
(利用停止決定等の期限の特例)	
第百三条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認め	
るときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をす	
れば足りる。この場合において、 <u>行政機関の長等</u> は、同条第一項に規定す	
る期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知し	
なければならない。	
一 この条の規定を適用する旨及びその理由	
二 利用停止決定等をする期限	
	・第 27 条第 2 項参照。
第四款 審查請求	
(地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適	
用除外等)	
第百六条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、	・従来の条例の規定を踏襲したもの。
訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請	
求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第九条第一	
項から第三項まで、第十七条、第四十条、第四十二条、第二章第四節及び	
第五十条第二項の規定は、適用しない。	
(審査会への諮問)	
第百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請	・審査会については、①議会に審査会を置く、②執行
	ければならない。 (利用停止決定等の期限の特例) 第百三条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 一 この条の規定を適用する旨及びその理由 二 利用停止決定等をする期限 第四款 審査請求 (地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等) 第百六条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第九条第一項から第三項まで、第十七条、第四十条、第四十二条、第二章第四節及び第五十条第二項の規定は、適用しない。 (審査会への諮問)

しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、 <u>議長</u> は、	求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったとき	機関の附属機関である審査会に諮問する、③行政
次の各号のいずれかに該当する場合を除き、山陽小野田市執行機関の附属機関	は、当該審査請求に対する裁決をすべき <u>行政機関の長等</u> は、次の各号のい	不服審査会に諮問することが考えられるが、従来
に関する条例(平成17年山陽小野田市条例第30号)第2条に規定する山陽	ずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会(審査請求	の条例で多数であった②を想定した規定とした。
小野田市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。) に諮問しなければなら	に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっ	・この場合、議長が行った行政処分への審査請求に
ない。	ては、別に法律で定める審査会) に諮問しなければならない。	関して執行機関の附属機関に諮問することについ
		て、整理をすることが望ましい。
		・なお、①を採用する場合、地方自治法上、議会には
		附属機関は設置できないと解されていることにつ
		いて、整理が必要となる。
		・規定順としては、審理員による審理手続の規定の
		適用除外→審査会への諮問の独自規定が自然。国
		についてはその順(104 条→105 条)となってお
		り、その形に倣うこととする。
		※既存の条例の個人情報保護審査会を用いる場合、
		当該条例の担当事務に本条例(案)事務を加える必
		要がある。
(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合	一 審査請求が不適法であり、却下する場合	
(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全	二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報	
部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書	の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について	
が提出されている場合を除く。)	反対意見書が提出されている場合を除く。	
(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂	三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報	
正をすることとする場合	の訂正をすることとする場合	
(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利	四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報	
		ı

用停止をすることとする場合	の利用停止をすることとする場合	
2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問を	2 前項の規定により諮問をした <u>行政機関の長等</u> は、次に掲げる者に対し、	・議長は一人のため、表現調整。
した旨を通知しなければならない。	諮問をした旨を通知しなければならない。	
(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人	一 審査請求人及び参加人(行政不服審査法 <u>第十三条第四項</u> に規定する参	
をいう。以下この項及び <u>次条第2号</u> において同じ。)	加人をいう。以下この項及び <u>第百七条第一項第二号</u> において同じ。)	
(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又	二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求	
は参加人である場合を除く。)	人又は参加人である場合を除く。	
(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第	三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出	
三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)	した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。	
	3 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準	
	用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会(審	
	査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合	
	にあっては、別に法律で定める審査会)」とあるのは、「行政不服審査法第	
	八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。	
(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)	(第三者からの審査 請求を棄却する場合等における手続等)	
第47条 第28条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする	第百七条 <u>第八十六条第三項</u> の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決	
場合について準用する。	をする場合について準用する。	
(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決	一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決	
(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示す	二 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開	
る旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する	示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報	
旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意	を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報	
思を表示している場合に限る。)	の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)	
	2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若し	・審査請求に関する規定については、本条例第 46 条

	くは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令(地	及び第 47 条に定めるもののほか、一般法である行
	方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、条例) で定めるとこ	政不服審査法が適用され、同法は、条例事項を限定
	ろにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。	的に規定している。そのため、一般的にこのような
		準用規定を設ける意義は低い。
第5章 雑則	第六節 雑則	
(適用除外)	(適用除外等)	
	第百二十四条 第四節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁	・議会が行うことは想定されない処分等のため不要。
	判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保	
	護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報(当該裁判、処	
	分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上	
	申があった者に係るものに限る。) については、適用しない。	
第48条 保有個人情報(非公開情報を専ら記録する公文書に記録されているも	2 保有個人情報(行政機関情報公開法第五条、独立行政法人等情報公開法	
のに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利	第五条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書	
用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検	等に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行わ	
索することが著しく困難であるものは、 $84章$ (40) を除く。) の規定の適用	れていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるため	
については、 <u>議会</u> に保有されていないものとみなす。	その中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるもの	
	は、 <u>第四節</u> (<u>第四款</u> を除く。)の規定の適用については、 <u>行政機関等</u> に保	
	有されていないものとみなす。	
(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)	(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)	
第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において	第百二十七条 行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請	
「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求	求 <u>又</u> は第百十二条第一項若しくは第百十八条第一項の提案(以下この条	
等をすることができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようと	において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ	
する者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。	的確に開示請求等をすることができるよう、 <u>当該行政機関の長等の属す</u>	

	<u>る行政機関等が保有する</u> 保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報	
	の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置	
	を講ずるものとする。	
(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)	(行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理)	
第50条 <u>議長</u> は、 <u>議会</u> における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取	第百二十八条 <u>行政機関の長等</u> は、 <u>行政機関等</u> における個人情報、仮名加工	
扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。	情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努	
	めなければならない。	
(審査会へのその他の諮問)	(地方公共団体に置く審議会等への諮問)	
第51条 <u>議長</u> は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づ	第百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章	・第46条参照。
く意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、 <u>審査会</u> に諮問することが	第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取	
できる。	扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要で	
	あると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することがで	
	きる。	
(施行の状況の公表)	(施行の状況の公表)	
	第百六十五条 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況に	・地方議会は、個人情報保護委員会から報告を求め
	ついて報告を求めることができる。	られることはない。
第52条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公	2 <u>委員会</u> は、毎年度、 <u>前項の報告</u> を取りまとめ、その概要を公表するもの	
表するものとする。	とする。	
(委任)		
第53条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。		
第6章 罰則	第八章 罰則	
第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項	第百七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六条第二	・議員(議長含む。)は罰則の対象外。
の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は <u>議会</u> におい	項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第百二十一条第	・長や副知事・副市町村長は、罰則の対象とされてお

て個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣 労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘 密に属する事項が記録された<u>第2条第5項第1号</u>に係る個人情報ファイル(そ の全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年 以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は 行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取 扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正 当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された<u>第六十条第</u> 二項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加 工したものを含む。)を提供し たときは、二年以下の懲役又は百万円以下 の罰金に処する。 り、これとの均衡が問題となるが、①議会における 議員の自由な発言の保障の必要性は高いこと、② (免責特権がない)地方議会議員に対し、発言について罰則を設けることは萎縮効果を生じるおそれがあること、③国会議員についても罰則は設けられていないこと等から、議員に罰則を設けないこととする。

・議長については、議会の事務を統理することから (地方自治法第104条)、事務局の職員と同様に罰 則の対象とすべきとの見解もあるが、①罰則規定 は作為又は不作為義務を前提とするところ、本条 例(例)で義務を負うのは機関としての議会であ り、議長ではないこと (第 10 条等)、②議長であ る議員が得た個人情報ファイルが、議長として得 たものか議員として得たものかは判断が困難であ ること、③議長を罰則の対象とするならば、議長経 験者である議員も議長であった者として罰則の対 象とすることとなるが、職員であった者が新たに 個人情報ファイルを正当に入手することは想定し づらいのに対し、議長経験者である議員は議員活 動の中で個人情報ファイルを入手することも想定 され、議長経験者である議員の議員活動に支障を きたす恐れがあること等から、議長も罰則の対象

	T	
		外とすることとする。
		・なお、議員に罰則を課さなかったとしても、議員の
		職務に背いた発言を行った場合、議員の属する議
		会の地方公共団体は、国家賠償法の規定による損
		害賠償責任を負う場合がある(最判 H9.9.9 民集
		51.8.3850)。
第55条 <u>前条</u> に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己	第百八十条 第百七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有	
若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年	個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は	
以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	
第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的	第百八十一条 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用	・議長については、議会の事務を統理することから
で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集した	以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図	(地方自治法第 104 条)、事務局の職員と同様に罰
ときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下	則の対象とすべきとの見解もあるが、①罰則規定
	の罰金に処する。	は作為又は不作為義務を前提とするところ、本条
		例(例)で義務を負うのは機関としての議会であ
		り、議長ではないこと(第 10 条等)、②議長であ
		る議員が得た個人情報が、議長として得たものか
		議員として得たものかは判断が困難であること、
		③議員の職務は広汎かつ不明確であり、議長に罰
		則を課すと、議員としての職務への萎縮効果を生
		じるおそれがあること等から、議長も罰則の対象
		外とすることとする。
第57条 <u>前3条</u> の規定は、 <u>市の区域外</u> においてこれらの条の罪を犯した者にも	第百八十三条 第百七十六条、第百七十七条及び第百七十九条から第百八十	
適用する。	<u>一条まで</u> の規定は、 <u>日本国外</u> においてこれらの条の罪を犯した者にも適	

	用する。	
第58条 偽りその他不正の手段により、第25条第1項の決定に基づく保有個	第百八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処	・30 条は個人情報取扱事業者に係る規定、51 条は民
人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。	<u>する。</u>	間団体に係る規定なので議会は該当しない。
	一 第三十条第二項 (第三十一条第三項において準用する場合を含む。) 又	・地方自治法第14条第3項の規定により条例で規
	は第五十六条の規定に違反した者	定できる過料の上限は5万円
	二 第五十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	
	三 偽りその他不正の手段により、第八十五条第三項に規定する開示決定	
	に基づく保有個人情報の開示を受けた者	
附 則		
(施行期日)		
第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2条の改		
正規定は、公布の日から施行する。		
(山陽小野田市個人情報保護法施行条例の一部改正)		
第2条 山陽小野田市個人情報保護法施行条例の一部を次のように改正する。		
附則第3条の表中「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」		
の次に「及び山陽小野田市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年山陽		
小野田市条例第23号)」を、「山陽小野田市個人情報保護法施行条例(令和●		
年山陽小野田市条例第●号)第9条」の次に「及び山陽小野田市議会の個人情		
報の保護に関する条例第51条」を加える。		